

| | |
|---------|---|
| 議 案 名 | 富士見市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 制 定 趣 旨 | <p>令和5年度から令和7年度までの間、コンビニ交付サービス（個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機により住民票の写し等の証明書を発行できるサービス）を利用した場合における交付に係る手数料の金額を引き下げするため、富士見市手数料条例の一部を改正するものです。</p> |
| 制 定 内 容 | <p>(第1条関係) 別表に定める次に掲げる手数料を徴収する事務について、コンビニ交付サービスを利用した場合における手数料の金額を次のように改正するものです。</p> <p>(1) 別表8の項（印鑑登録に関する証明）、10の項（住民票の写しの交付）及び14の項（戸籍の附票の写しの交付）における手数料の金額を、1件につき200円から、1件につき100円に引き下げのための文言の追加</p> <p>(2) 別表16の項（戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付）における手数料の金額を、1件につき450円から、1件につき350円に引き下げのための文言の追加</p> <p>(第2条関係) 第1条関係で追加した文言の削除</p> |
| 施 行 日 | <p>第1条関係 令和5年4月1日 第2条関係 令和8年4月1日</p> |

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

（第1条関係）

| 新 | | | 旧 | | |
|-------------------------|------------|---|-------------------------|------------|-----------------|
| 別表（第2条関係） 1の項～7の項（略） | | | 別表（第2条関係） 1の項～7の項（略） | | |
| 8 | 印鑑登録に関する証明 | 1件につき 200円（ <u>多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。）を利用することによる交付の場合にあっては100円</u> ） | 8 | 印鑑登録に関する証明 | 1件につき 200円_____ |
| 9 | （略） | | 9 | （略） | |
| 10 | 住民票の写しの交付 | 1件につき 200円（ <u>多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円</u> ） | 10 | 住民票の写しの交付 | 1件につき 200円_____ |
| 11 | （略） | | 11 | （略） | |
| 12 | （略） | | 12 | （略） | |

| | | |
|----|---|--|
| 13 | (略) | |
| 14 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1 件につき 200 円 <u>(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 100 円)</u> |
| 15 | (略) | |
| 16 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき 450 円 <u>(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 350 円)</u> |

以下の項 (略)

| | | |
|----|---|-----------------------------|
| 13 | (略) | |
| 14 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1 件につき 200 円 _____ _____ |
| 15 | (略) | |
| 16 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき 450 円 _____ _____ |

以下の項 (略)

(第2条関係)

| 新 | | | 旧 | | |
|---------------------------|------------|---|---------------------------|------------|--|
| 別表 (第2条関係) 1の項~7の項 (略) | | | 別表 (第2条関係) 1の項~7の項 (略) | | |
| 8 | 印鑑登録に関する証明 | 1件につき 200円 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ | 8 | 印鑑登録に関する証明 | 1件につき 200円 <u>(多機能端末機 (本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。) を利用することによる交付の場合にあっては100円)</u> |
| 9 | (略) | | 9 | (略) | |
| 10 | 住民票の写しの交付 | 1件につき 200円 _____ _____ | 10 | 住民票の写しの交付 | 1件につき 200円 <u>(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては100円)</u> |
| 11 | (略) | | 11 | (略) | |
| 12 | (略) | | 12 | (略) | |
| 13 | (略) | | 13 | (略) | |

| | | |
|----|---|--------------------------------------|
| 14 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1 件につき 200 円 _____ _____ _____ |
| 15 | (略) | |
| 16 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき 450 円 _____ _____ _____ |

以下の項 (略)

| | | |
|----|---|--|
| 14 | 戸籍の附票の写しの交付 | 1 件につき 200 円 <u>(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 100 円)</u> |
| 15 | (略) | |
| 16 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき 450 円 <u>(多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては 350 円)</u> |

以下の項 (略)